

# 産業廃棄物の事業場外保管の届出について

( 手 引 き )

第 3 版

(平成 23 年 8 月)

横浜市資源循環局

産業廃棄物対策課

## - はじめに -

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」又は「法」という。）は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和 46 年に施行されました。

その後、安全かつ適正に廃棄物を処理することができるような体制の整備、不適正処理に対する規制の強化などに対応すべく、適宜改正が行われてきましたが、依然として巧妙かつ悪質な不適正処理が後を絶たない状況です。

こうした状況を踏まえ、廃棄物処理に対する国民の信頼を回復しつつ、長期的な廃棄物の適正処理体制を構築し、循環型社会づくりを進めるため、このたび廃棄物処理法が改正され、一部を除いて平成 23 年 4 月から施行されました。

今回の改正により、廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化の一つとして、排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出制度が創設されました。

本書は当該届出制度に関する届出の手引きとして作成したものです。

本書において法令は次のように省略しています。

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

## 1 趣旨

これまで、排出事業者がその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、産業廃棄物の処理基準（法第 12 条第 1 項）に違反するような不適正な保管が行われた場合であっても、排出事業者が自ら行う保管については、都道府県知事の許可等の事前手続きが不要となっていたため、不適正保管が大規模な事案となるなど外観上明らかとなるまで発覚しにくく、不適正保管を行った事業者を把握する手だてがなかったことから、改善命令又は措置命令といった措置の迅速な実施に支障を来たしてしまうといった状況がありました。

そこで、排出事業者が産業廃棄物を生ずる事業場の外において当該産業廃棄物の保管を自ら行う場合の保管場所を都道府県知事が把握できる仕組みを設けることにより、不適正保管が行われた場合にそれを早期に発見できるなどの生活環境保全上の支障の発生の未然防止と拡大防止を確実にするため、今回の法改正により、事業者が産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を保管するときは、あらかじめ、都道府県知事（政令で定める市にあっては、市長）に届け出ることが義務づけられました（法第 12 条第 3 項）。

## 2 届出対象

本市内において、次の（１）、（２）、（３）の全ての要件を満たすような保管を行おうとする事業者は、あらかじめ、産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第 2 号の 4）を横浜市長に提出しなければなりません。

- （１） 事業者が産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を保管する場合**  
→事業場の外とは、産業廃棄物を生じた事業場と保管場所が空間的に同一のものと考えられない場所のことをいいます。
- （２） 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合**  
→建設工事とは、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）のことをいいます。
- （３） 保管の用に供される場所の面積が 300m<sup>2</sup> 以上の場合**  
→面積の算定の考え方は、本手引き「3 面積の考え方」を参照してください。

※ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、元請業者が事業者となるため（法第 21 条の 3 第 1 項）、元請業者が届出を行う必要があります。

※ 特別管理産業廃棄物を保管する場合も、同様に特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第 2 号の 10）を提出する必要があります（法第

12条の2第3項)。

※ 次に掲げる保管については、本制度による届出対象から除外されています(規第8条の2の2第1号～3号)。

- ▶ 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- ▶ 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ▶ PCB特別措置法第8条の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管

### 3 面積の考え方

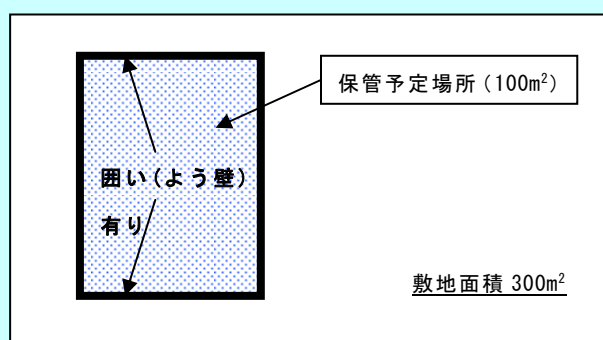
(1) 処理基準(保管)では、保管場所の周囲に囲いを設けることが規定されているため、**囲い※で囲まれた内側の面積が保管面積**となります。

※ 囲いとは、保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であるもの(例えば、よう壁など)に限ると規定されており、ロープや白線を引いただけでは、区域の明示に過ぎないため、面積を算定するための囲いとはみなしません。

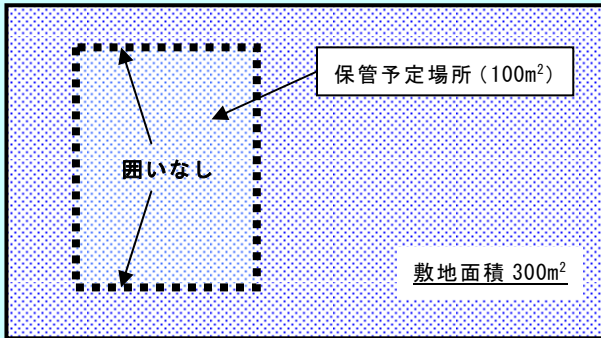
(2) 囲いがない場合の保管面積は、**土地全体の面積から建物など(空間的に廃棄物を保管することができない建物及び一部の工作物)の面積を除いた場所の面積**となります。

なお、敷地内に駐車場がある場合は、空間的に駐車場で廃棄物を保管することができるため、駐車場部分の面積は保管面積から除くことはできません。

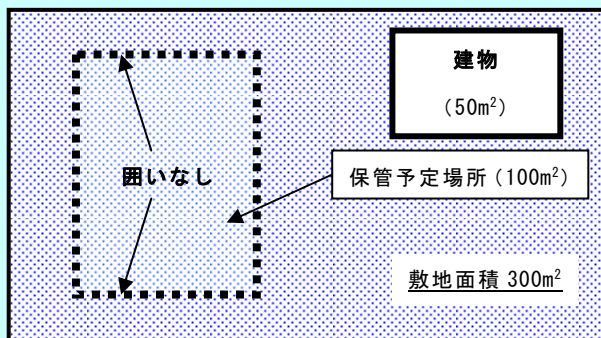
#### 面積の考え方(イメージ)



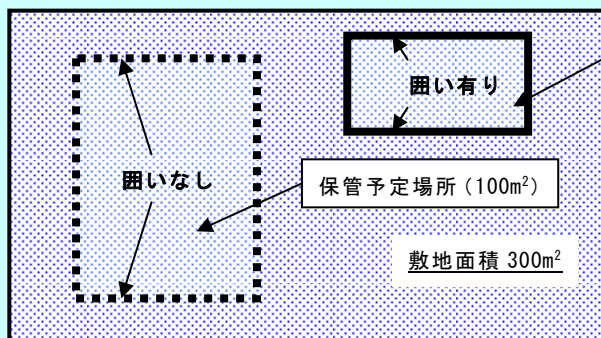
囲いがあるため、保管場所の面積は 100 m<sup>2</sup> となります。  
⇒ **届出不要**



保管予定場所の面積は  $100 \text{ m}^2$  ですが、囲いがないため、敷地全体が保管の用に供される場所であり、保管場所の面積は  $300 \text{ m}^2$  となります。  
 ⇒ 届出必要

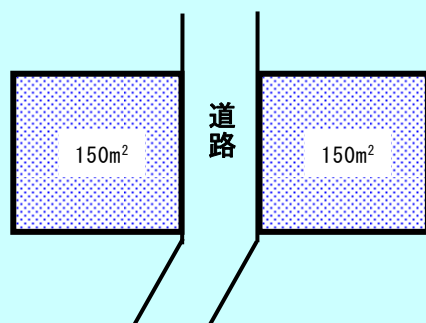


敷地面積 ( $300 \text{ m}^2$ ) から建物の面積 ( $50 \text{ m}^2$ ) を除いた面積が保管場所の面積 ( $250 \text{ m}^2$ ) となります。  
 ⇒ 届出不要  
 なお、駐車場は敷地面積から除くことはできません。



保管予定場所 ( $100\text{m}^2$ )

1 か所でも囲いがない保管予定場所がある場合、敷地面積が保管場所の面積 ( $300 \text{ m}^2$ ) となります。  
 ⇒ 届出必要



保管場所として一体の場所とみなせるような保管の場合 (道路等により保管場所が分断されている場合等)、保管場所の面積は合算した面積 ( $300 \text{ m}^2 = 150 \text{ m}^2 + 150 \text{ m}^2$ ) となります。  
 ⇒ 届出必要

## 4 届出時期

届出書は保管行為をする前に提出しなければなりません。

なお、非常災害のために必要な応急措置として事業場外で保管を行った場合は保管を行った日から起算して14日以内に、届出書を提出しなければなりません（法第12条第4項、法第12条の2第4項）。

※ 「非常災害のための必要な応急措置として行う場合」とは、非常災害（例えば、地震や水害等）のためにそれまで保管していた場所が使用できなくなり、やむを得ず別の場所で保管する場合をいいます。

※ 平成23年4月1日時点で、すでに事業場外で保管を行っている場合は平成23年6月30日までに、届出書を提出しなければならないこととなっています（法附則第6条第1項等）。届出していない事業者は速やかに届出書を提出してください。

## 5 届出

### (1) 記載事項

届出書は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の4（特別管理産業廃棄物については様式第2号の10）を提出してください。

- ◆ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◆ 保管の場所に関する事項
  - 所在地
  - 面積
  - 保管する産業廃棄物の種類
  - 積替えのための保管上限※又は処分等のための保管上限※
  - 屋外において容器を用いずに保管を行おうとする場合にあっては、その旨及び産業廃棄物の高さの上限（最大保管高さ）
- ◆ 保管の開始年月日

※ 積替えのための保管上限の考え方

- 保管上限は1日当たりの平均的な搬出量（1か月の計画搬出量÷30）に7を乗じて得られる量をいいます。
- 保管上限は、面積や囲いの有無などから算出できる保管場所の構造上、保管可能な数量を超えてはなりません。

※ 処分等のための保管上限の考え方

- ▶ 保管上限は産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量（規第7条の8で定める場合にあっては、その数量）に1.4を乗じて得られる数量をいいます。

(2) 添付書類等

届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付してください。

届出者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類

- ◆ 土地の登記事項証明書
  - ▶ 3か月以内に発行された原本に限る。
- ◆ 土地に係る賃貸借契約書その他の使用権原を証する書類の写し
  - ▶ 保管の場所が届出者の所有する土地でない場合に必要。

保管場所の平面図及び付近の見取図

- ◆ 保管の場所の平面図（添付書類例－1参照）
  - ▶ 保管の場所の配置が確認できるよう寸法、縮尺等を記載すること。
- ◆ 付近の見取図
  - ▶ 保管場所の位置を記載すること。
  - ▶ 住宅地図等の写しでも可。

その他

- ◆ 公図又は測量図
  - ▶ 保管場所の面積が確認できるよう寸法、縮尺等を記載すること。
- ◆ 保管上限の算出根拠となる書面等（添付書類例－2参照）
- ◆ 最大保管高さの算出根拠となる書面等（添付書類例－3参照）
  - ▶ 屋外において容器を用いずに行う保管がある場合に必要。

6 届出の変更等

(1) 届出事項を変更する場合（規第8条の2の5第1項）

上記5で届出を行った事業者は、届け出た事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第2号の5、特別管理産業廃棄物については様式第2号の11）を横浜市長に提出しなければなりません。

- ◆ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◆ 変更の内容

- ◆ 変更の理由
- ◆ 変更予定年月日

※ 保管場所の所在地又は面積を変更する場合、変更後の保管場所を使用する権原を有することを証する書類並びに保管場所の平面図及び付近の見取図を添付しなければなりません（規第8条の2の5第2項）。

(2) 保管をやめた場合（規第8条の2の6）

届出を行った事業者は、保管をやめた場合、当該保管をやめた日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第2号の6、特別管理産業廃棄物については様式第2号の12）を横浜市長に提出しなければなりません。

- ◆ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◆ 保管場所の所在地
- ◆ 廃止の理由
- ◆ 廃止年月日

7 処理基準（保管）等

(1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬にあたり、事業者が自ら当該廃棄物を保管する場合は次に掲げる基準を満たして行わなければなりません（法第12条第1項、法第12条の2第1項、令第6条第1項第1号、令第6条の5第1項第1号）。

- ① 産業廃棄物の保管は、積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。
- ② 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ③ 見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項<sup>※</sup>を表示した掲示板（縦及び横が60cm以上）が設けられていること。

※ その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項とは、次に掲げる事項です。

- 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）
- 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっ



ては、最大保管高さ（下記④参照）

- 当該保管場所において保管することができる保管上限（下記⑦参照）

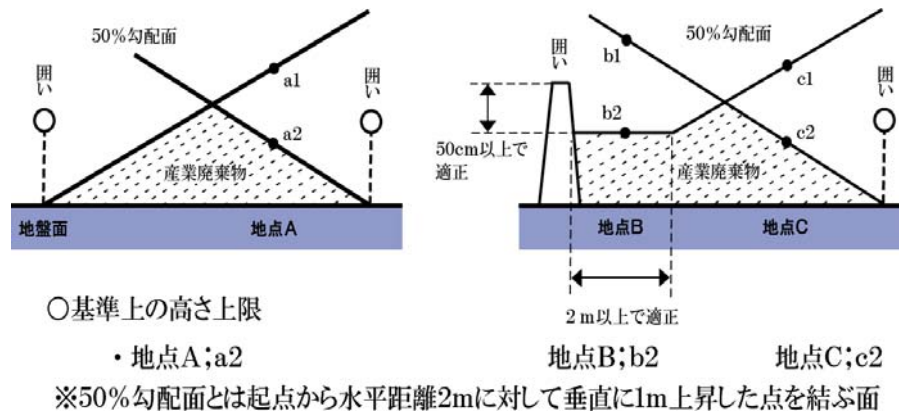
産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類 がれき類
管理者の氏名 又は名称及び 連絡先	△△工業（株） 担当：横浜太郎 横浜市〇〇区□□ 1-2 TEL 045-123-4567 (内線 1234)
最大保管高さ	1.5m
保管上限	80m <sup>3</sup>

< 掲示板の表示例 >

- ④ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように、措置※を講ずること。

※ 措置とは、次の措置のことです。

- 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、最大保管上限を超えないようにすること。
  - 廃棄物が囲いに接しない場合  
囲いの下端から勾配 50%（約 26.5°）以下の高さ
  - 廃棄物が囲いに接する場合（直接負荷部分のある壁）  
囲いの内側 2m は囲いの高さより 50cm の線以下とし、  
2m 以上の内側は勾配 50%以下の高さ



➤ その他必要な措置

- ⑤ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれがないように、仕切り等を設ける等必要な措置を講ずること。
- ⑦ 保管する産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること（規第7条の4で定める場合は除く）。

(2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生にあたり、事業者が自ら当該廃棄物を保管する場合は上記6（1）②～⑥の基準を満たすほか、次に掲げる基準を満たして行わなければならない（法第12条第1項、法第12条の2第1項、令第6条第1項第2号、令第6条の5第1項第2号）。

- ① 産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。
- ② 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量（規第7条の8で定める場合にあっては、その数量）に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

(3) 保管場所が関係法令（農地法、都市計画法等）に違反している場合、又は違反しているおそれがある場合は、関係する担当部局へ連絡することがあります。

- 記載例 -

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書			
<p><b>横浜市長 殿</b></p>	<p align="right">平成〇年〇月×日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">届出者は元請業者です。押印は不要です。</div> <p align="center">届出者</p> <p align="center">住所 〇〇市×××□-□</p> <p align="center">氏名 〇〇株式会社</p> <p align="center">代表取締役 □□ □□</p> <p align="center">電話番号 ×××-××××</p>		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">第12条第3項前段</span> の規定により、関係書類 第12条第4項 及び図面を添えて届け出ます。</p>			
保管の場所に関する事項	所在地	横浜市〇〇区××□-□	土地の登記事項証明書、賃貸借契約書などを添付してください。
	面積	500m <sup>2</sup>	
	保管する産業廃棄物の種類	<b>がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず</b>	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	50m <sup>3</sup>	保管上限の算出根拠となる書面、縮尺、寸法等を記載した住宅地図、測量図、公図、見取図などを添付してください。
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無（保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	<b>屋外において容器を用いずに行う保管の有無：有 最大保管高さ：1.5m</b>	
保管開始年月日	平成〇年〇月×日		
<p>備考</p> <p>積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。</p>			

（日本工業規格 A列4番）

- 記載例 -

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
平成〇年〇月〇日		
横浜市長 殿		
届出者は元請業者です。押印は不要です。		
届出者		
住所 〇〇市×××□-□		
氏名 〇〇株式会社		
代表取締役 □□ □□		
電話番号 ×××-××××		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
変更の内容	変更前	変更後
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無：有 最大保管高さ1.5m	屋外において容器を用いずに行う保管の有無：無
変更の理由	コンテナに産業廃棄物を保管するため	
	所在地又は面積を変更する場合、書類や図面など添付してください。	
変更予定年月日	平成〇年〇月〇日	

（日本工業規格 A列4番）

- 記載例 -

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

<p>産業廃棄物事業場外保管廃止届出書</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>横浜市長 殿</p> <p>届出者 住所 〇〇市×××□-□ 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 □□ □□ 電話番号 ×××-××××</p> <p>届出者は元請業者です。押印は不要です。</p> <p>産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により届け出ます。</p>	
保管場所の所在地	横浜市〇〇区××□-□
廃止の理由	工事が終了し、産業廃棄物を保管しなくなったため
廃止年月日	平成〇年〇月〇日

（日本工業規格 A列4番）

- 記載例 -

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書		平成〇年〇月〇日		
横浜市長 殿		届出者は元請業者です。押印は不要です。		
届出者 住 所 〇〇市×××□-□ 氏 名 〇〇株式会社 代表取締役 □□ □□ 電話番号 ×××-××××				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">第12条の2第3項前段</span> の規定により、関係書類 第12条の2第4項 及び図面を添えて届け出ます。				
保管の場所に関する事項	所在地	横浜市〇〇区××□-□	土地の登記事項証明書、賃貸借契約書などを添付してください。	
	面積	300m <sup>2</sup>		
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等		
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	30m <sup>3</sup>		保管上限の算出根拠となる書面、縮尺、寸法等を記載した住宅地図、測量図、公図、見取図などを添付してください。
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	屋外において容器を用いずに行う保管の有無：無		
保管開始年月日		平成〇年〇月〇日		
備考 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号チ（3）の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。				

（日本工業規格 A列4番）

- 記載例 -

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
平成〇年〇月×日		
横浜市長 殿		
届出者は元請業者です。押印は不要です。		
届出者		
住 所 〇〇市×××□-□		
氏 名 〇〇株式会社		
代表取締役 □□ □□		
電話番号 ×××-××××		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
	保管場所の面積 300m <sup>2</sup>	保管場所の面積 400m <sup>2</sup>
変 更 の 理 由	隣接する土地を購入し、保管場所とするため	
変 更 予 定 年 月 日	平成〇年〇月×日	

（日本工業規格 A列4番）

- 記載例 -

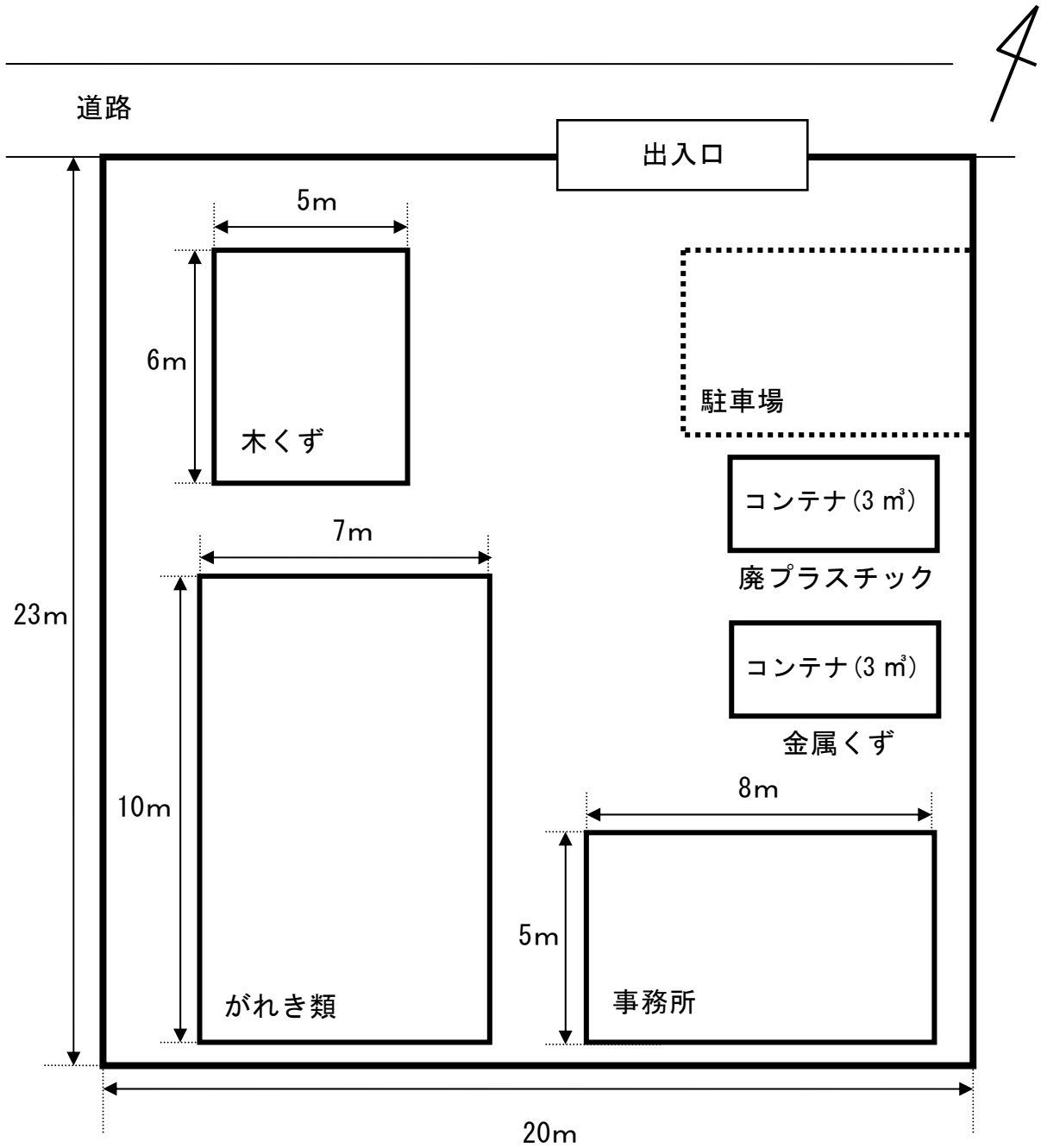
様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）

<p>特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">平成○年□月×日</p> <p>横浜市長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">届出者は元請業者です。押印は不要です。</div> <p>届出者 住 所 ○○市×××□-□ 氏 名 ○○株式会社 代表取締役 □□ □□ 電話番号 ×××-××××</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13の6において準用する同令第8条の2の6の規定により届け出ます。</p>	
保管場所の所在地	横浜市○○区××□-□
廃止の理由	工事が終了し、特別管理産業廃棄物を保管しなくなったため
廃止年月日	平成○年□月×日

（日本工業規格 A列4番）



- 保管場所の平面図記載例 -



## - 保管上限の算出根拠書面記載例 -

下記表より、保管上限を 175 m<sup>3</sup>と算出。

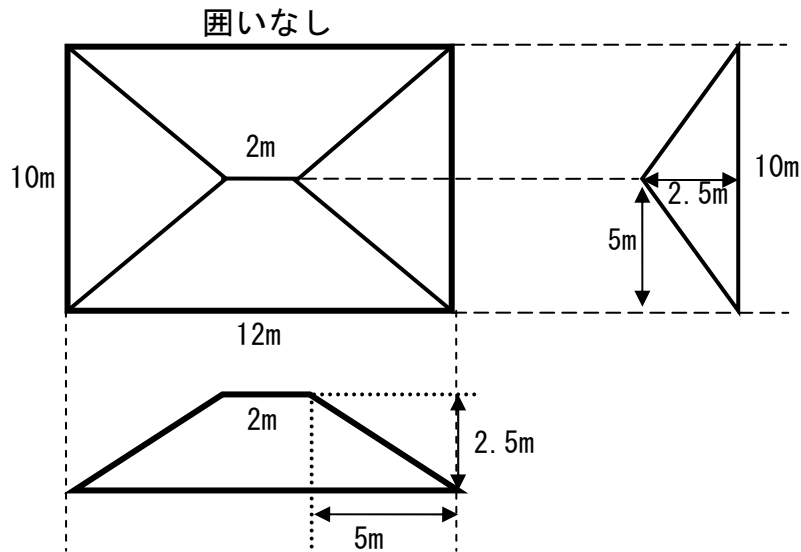
産業廃棄物の種類	保管容器	1か月の搬出計画			1日当たりの平均搬出量	保管上限
		1回当たりの搬出量	頻度	総量		
がれき類	なし	60 m <sup>3</sup> /回	2回/週	480 m <sup>3</sup>	16 m <sup>3</sup>	112 m <sup>3</sup>
木くず	なし	30 m <sup>3</sup> /回	1回/週	120 m <sup>3</sup>	4 m <sup>3</sup>	28 m <sup>3</sup>
金属くず	コンテナ (8 m <sup>3</sup> 、1個)	7.5 m <sup>3</sup> /回	1回/週	30 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup>	7 m <sup>3</sup>
廃プラ	コンテナ (8 m <sup>3</sup> 、4個)	15 m <sup>3</sup> /回	2回/週	120 m <sup>3</sup>	4 m <sup>3</sup>	28 m <sup>3</sup>
合計				750 m <sup>3</sup>	25 m <sup>3</sup>	175 m <sup>3</sup>

### 【注意事項】

保管上限は、1日当たりの平均搬出量（1か月の計画搬出量÷30）の7日分をいいます。なお、面積や囲いの有無などから算出できる保管場所の構造上、保管可能な数量を超えてはなりません。

- 最大保管高さの算出根拠書面記載例 -

がれき類は屋外において容器を用いずに保管するため、下図より最大保管高さ **2.5m** と算出。その他の産業廃棄物は、容器を用いて保管するため、最大保管高さの適用なし。



【保管場所の構造上、保管可能な数量】

$$10 \times 10 \times 2.5 \div 3 + 10 \times 2.5 \times 2 \div 2 = \underline{108.3 \text{ (m}^3\text{)}}$$

提出・問合せ先

横浜市資源循環局事業系対策部  
産業廃棄物対策課排出指導係

〒231-0013

横浜市中区住吉町1-13松村ビル8階

電話 045-671-2513、2514

ファクス 045-651-6805